

松竹伸幸様

日本共産党京都南地区委員会常任委員会は、2023年2月5日、あなたの除名処分を決定し、日本共産党京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、確定したことを通知します。

なお、あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日本プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などのべています。

「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつぐらない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。

(2) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりに都合主義」などと不当な攻撃を行っています。

(3) あなたは、『週刊文春』1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などとする罵詈雑言の攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本（1月発行）を、「『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐことを働きかけたことを認めています。あなたは、わが党の調査に対して、この本の「中身は知っていた」と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。

(4) わが党の調査のなかで、あなたは、あなたの主張を、党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、「それは事実です」と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障しています。しかし、あなたは、そうした規約に保障された権利を行使することなく、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。

あなたの一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつぐらない」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、あなたを除名処分とするものです。

2023年2月6日 日本共産党京都南地区委員会常任委員会

令和6年(ワ)第 号 損害賠償請求事件  
原告 松竹伸幸  
被告 市田忠義

反訳報告書

2024年9月22日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦



甲4の1の動画において、市田忠義氏の演説は30分48秒から始まっていますが、別紙は、その市田氏の演説のうち、56分41秒から1時間00分53秒までを反訳したものです。

反訳の結果を報告致します。

以上

- 56:41 こういう時に、こともあろうに日米安保条約を日本共産党の基本政策に据えなさい、在日米軍は日本を守る抑止力だ、核抑止はまずいけれども通常兵力で言えば安保条約にもとづく在日米軍が日本にいるのは日本の平和と安全を守るためだと、政府が大喜びをするようなことを言い出した人がいます。
- 57:11 それが松竹伸幸さんであります。
- 57:14 彼は異論を持っていたから処分されたのではありません。
- 57:20 いま述べたような意見を、一度たりとも正規のルートにもとづいて上げることはしないで、周到な準備をして出版物を発行して、記者会見を開き、だいたいですね、日本記者クラブがその場所を提供するなんてことは、誰もがやれる場所じゃないんですね。
- 57:42 そういうところを提供したというのは、共産党バッシングをおおいにやれと、もう平和の大攻勢かけられたら困ると、そういう勢力と結託していると思うんですね。
- 57:54 松竹さんが出された本はどこから出ているか。文藝春秋なんですね。
- 58:00 その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。
- 58:20 インタビューをやって、好き勝手にしゃべりまくって、日本共産党を攻撃した。
- 58:27 攻撃というと、ちょっと強い言葉だと言われるかもしれませんが、文字通り党を攻撃したので、党規約にもとづいて処分をされました。
- 58:37 それだけじゃありません。日本共産党のいまの指導体制は個人独裁体制などと、驚くような内容を書き連ねた本を出した鈴木元（はじめ）氏と相談して、同じ時期に出した方が効果的だからということで督促をしたと。ということのみずから記者会見で公言しました。そういう分派的な行動をとったことを公言している。
- 59:06 さらに、こうも言いました。これから一年かけて、自分の除名処分の撤回の運動をやるから、同調者のみなさんは党にとどまっておいてくれと、自分は外でやるなどと、分派活動の仲間を募っていると。
- 59:23 これが善意の改革者と言えるだろうか。
- 59:28 党员であることを最大のウリにしながら、党の外からみずから認めた綱領のキモとも言うべき安保条約廃棄の方針を捨てよと、いわば日本のアメリカ対米従属のおおもとにあるのが安保条約だというのは、日本共産党の綱領のキモと言うべき内容ですね。
- 59:50 それを捨てよと変節を迫って、安保廃棄なんて掲げているから共闘がうまくいかないんだと、選挙で負けたのも安保条約廃棄なんてなことを言っているから負けたんだと、

この間の政府自民党の攻撃と瓜二つの攻撃をやっていると。

1:00:11 一部に、ふところ深く大人の対応をという意見を寄せて頂いている方もいます。

1:00:18 私は善意でそういう思いをもっておられる方には、ねばり強く経過も説明してご理解を頂くように努力したいと思っております。

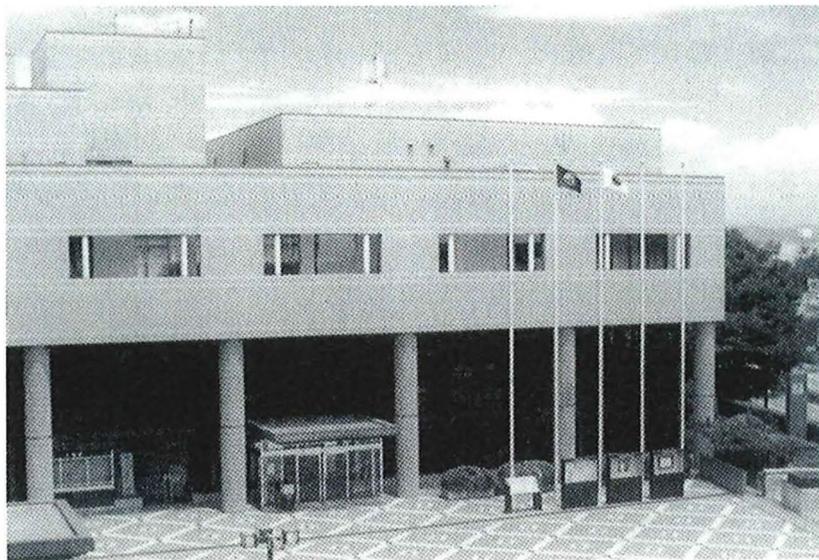
1:00:27 しかし、悪意に満ちた攻撃やかく乱については、一歩も引かずに、そういう攻撃をはねのけるために、冷静かつ毅然と対応していきたいと思っております。

1:00:42 そうしなかったら、日本共産党が日本共産党でなくなります。結社の自由を侵害するような不当な攻撃にも立ち向かっていく決意であります。(1:00:53)

以 上

# 長岡京市立中央公民館

## ご案内



〒617-0824 京都府長岡京市天神四丁目1番1号  
電話 (075) 951-1278  
FAX (075) 955-4774

## 公民館は

公民館は、市民のみなさんの多様な学習要求に応えるため、次のような事業を行っています。

### ① 講座や教室等の開催による学習の機会の提供

市民のみなさんのライフステージに合わせた講座や学級、講演会等の開催による学習の機会の提供を行っています。

### ② サークル(グループ)活動、学習成果の発表や集会の場の提供

市民のみなさんの学習や文化の自主的なサークル(グループ)活動や各種団体の会合、また、それらの活動で培った成果を発表する場所の提供をしています。

### ③ 学習相談や情報の提供

市民のみなさんが「何か勉強したいけど、どこへ行けばいいのかわからない」など困ったときの相談にお応えします。また、学習や催し物の情報を提供しています。

以上のように、大きく三つの事業を行っています。

学びの場、仲間づくりの場として、気軽にお立ち寄り下さい。

## 概要

|       |  |
|-------|--|
| 所在地   | 京都府長岡京市天神四丁目1番1号<br>TEL (075) 951 - 1278 |
| 敷地面積  | 11,174 m <sup>2</sup>                    |
| 建築面積  | 3,570 m <sup>2</sup> (京都府長岡京記念文化会館を含む)   |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建                      |
| 延床面積  | 3,471 m <sup>2</sup>                     |
| 工期    | 昭和61年10月～昭和63年2月                         |
| 総事業費  | 9億円                                      |
| 開館    | 昭和63年5月                                  |

## 施設の概要

### 社会教育ホール

市民のための、教育や芸術文化等に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上や健康の増進を図るとともに、地域における文化の振興と社会福祉の増進を図ることを目的とする社会教育施設です。営利を目的にするものや、特定の政党や宗教に関する使用はできません。

#### 1階

|             |                      |     |
|-------------|----------------------|-----|
| ● レクリエーション室 | 104.0 m <sup>2</sup> | 40名 |
| ● 料理室       | 72.3 m <sup>2</sup>  | 36名 |
| ● 実習室       | 54.3 m <sup>2</sup>  | 28名 |
| ● 炉室        | 16.8 m <sup>2</sup>  |     |

#### 2階

|          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
| ● 講座室    | 101.7 m <sup>2</sup> | 70名 |
| ● 学習室（1） | 50.7 m <sup>2</sup>  | 24名 |
| ● 学習室（2） | 71.3 m <sup>2</sup>  | 36名 |
| ● 和室     | 69.3 m <sup>2</sup>  | 30名 |
| ● 視聴覚室   | 87.0 m <sup>2</sup>  | 30名 |
| ● 児童室    | 51.0 m <sup>2</sup>  |     |

#### その他

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ● 管理、運営全般     | 事務室、館長応接室、救護室、資料室、相談室など |
| ● 出合いの場、案内、展示 | 玄関ロビー、ギャラリー             |
| ● 団体交流の場      | 会議室（団体共同事務室）            |
| ● 障がい者への設備    | 身障者用 WC、スロープ、点字案内板など    |

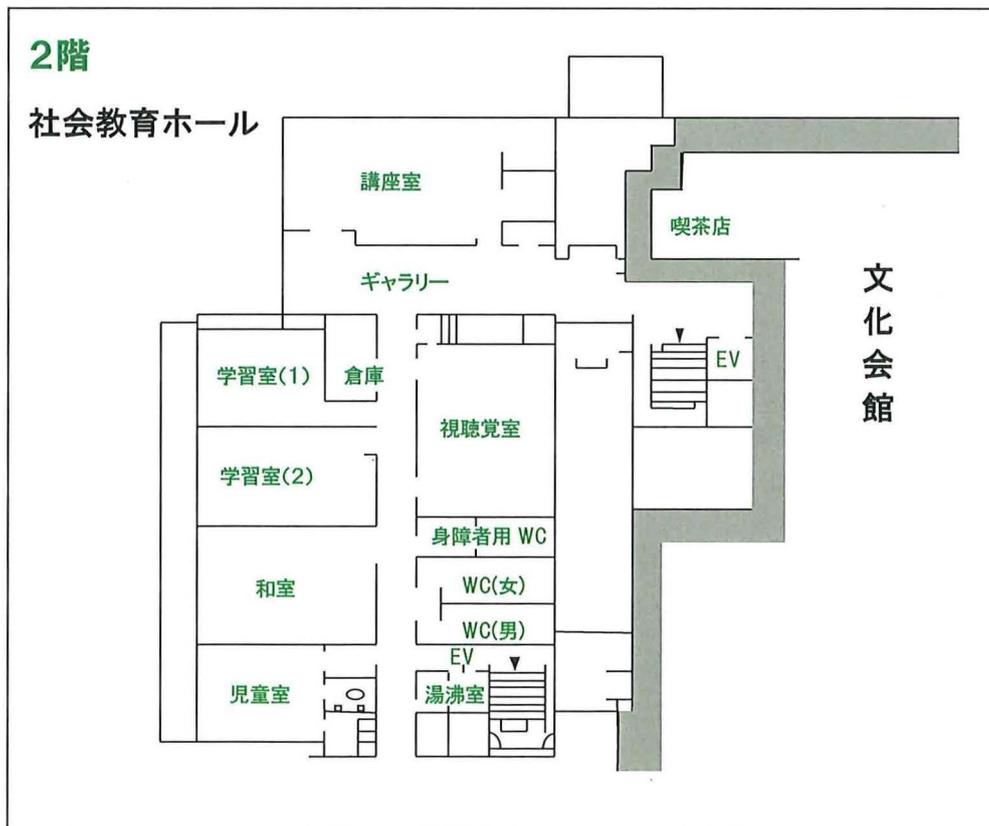
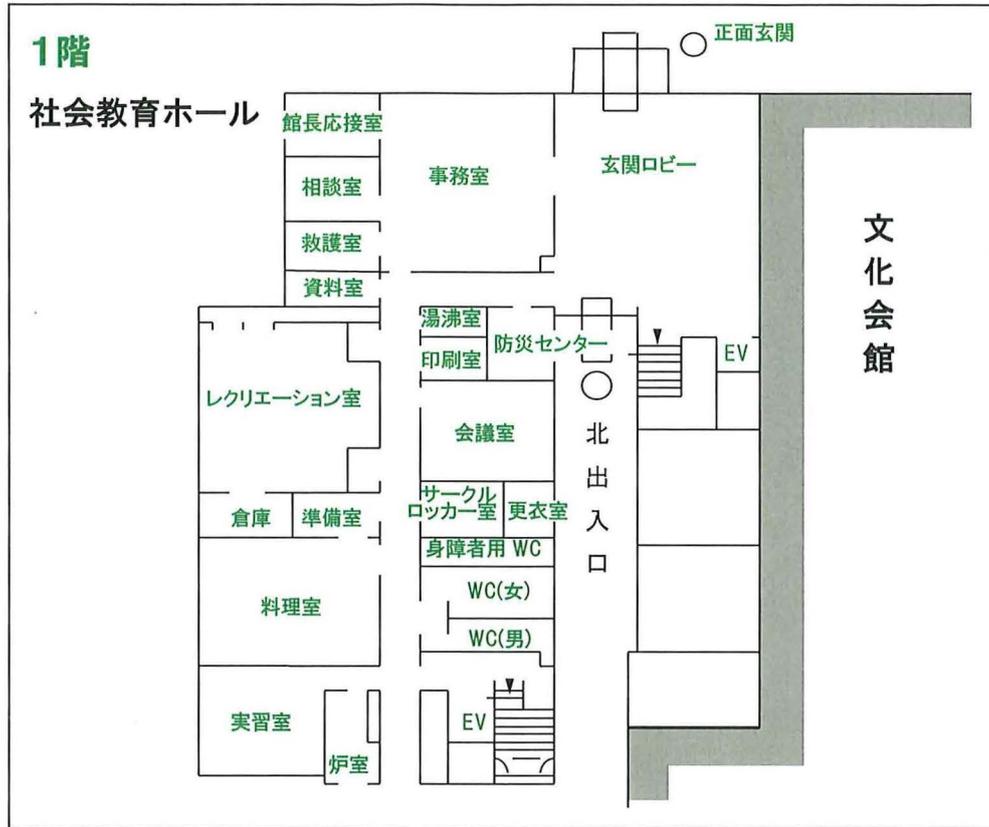
### 市民ホール

講演会、芸能発表、演芸、音楽鑑賞、映画会、レセプション等、多目的に使える施設です。

ピアノ…オーストリア製ベーゼンドルファー設置

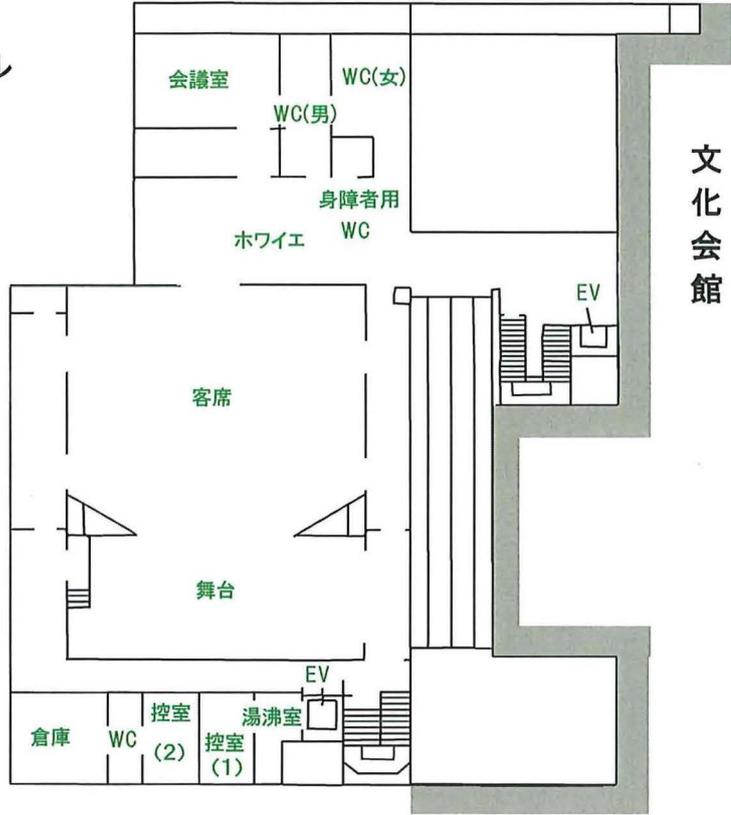
|         |    |                      |         |
|---------|----|----------------------|---------|
| ● ホール   | 客席 | 223.4 m <sup>2</sup> | 常設 200席 |
|         | 舞台 | 116.9 m <sup>2</sup> |         |
|         | 間口 | 9.0m                 |         |
|         | 高さ | 4.1m                 |         |
|         | 奥行 | 7.0m                 |         |
| ● 会議室   |    | 39.0 m <sup>2</sup>  | 10名     |
| ● 控室（1） |    | 17.0 m <sup>2</sup>  | 8名      |
| ● 控室（2） |    | 17.0 m <sup>2</sup>  | 8名      |

# 平面図

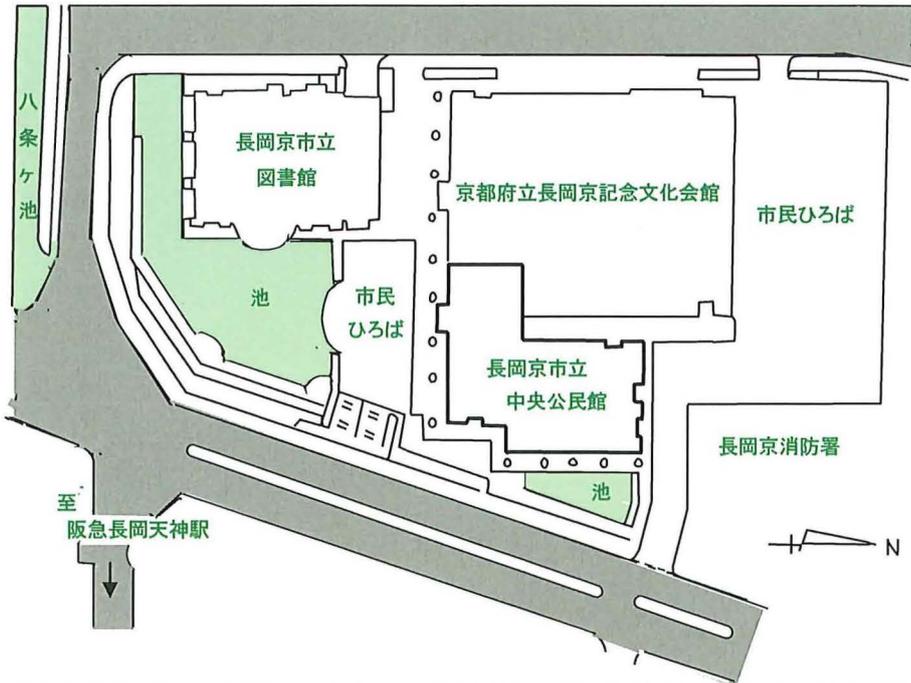


3階

市民ホール



長岡京文化センター  
配置図



# 使用の申し込み

## 1. 申し込みの受付

- 申請期間
  - 社会教育ホール…使用日の属する月の3か月前の初日から使用日当日まで。  
(詳しい受付方法は別冊「使用の手引き」参照)
  - 市民ホール………使用日の3か月前から14日前まで。(使用日の3か月前が休館日の時は、その翌日から受付)  
(ただし、教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない)
- 受付時間＝午前9時から午後7時(ただし、休館日は除く)
- 電話、口頭、郵便物等による受付はいたしませんので、直接ご来館のうえ所定の申請書に必要事項を記入してお申し込み下さい。  
なお、申し込み時には市民ホールの場合、特に催し物の内容等について具体的に伺いますので、その内容について良く分かる方がお越し下さい。
- 提出された申請書を審査し、使用許可書を交付します。
- 市関連の事業等で通常の受付開始日以前に使用が決定していることがあります。事前に電話等でホールの使用状況等をご確認下さい。
- 市民ホールについての受付、問い合わせは京都府長岡京記念文化会館へ(075)955-5711

## 2. 使用時間および期間

- 使用時間は午前9時から午後9時30分までです。
- 使用時間には、準備および後片付けに要する時間も含まれます。  
(時間延長は認めません)
- 連続使用期間
  - 社会教育ホール…3日
  - 市民ホール………5日

## 3. 使用料の納入、還付

- 使用料は別表のとおりです。
- 使用を許可された時、現金で納めて下さい。  
その他付属設備使用料については使用終了後ただちに納めていただきます。
- 既納の使用料は、条例・規則で定められている以外お返しできません。

## 4. 使用の変更・取消

- 使用許可を受けた後の変更・取消の時は、届出書を提出し許可を受けて下さい。
- 当日、事情により使用されなくなった場合は、事務所まで使用取消の連絡をして下さい。

## 5. 使用権譲渡の禁止

- 使用権を他人に譲渡・転貸はできません。

## 6. 休館日

- 社会教育ホール…●毎週月曜日（ただし月曜日が国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日とその翌日）
  - 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）
- 市民ホール……●毎週月曜日（ただし月曜日が国民の祝日に当たる場合その翌日）
  - 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

## 7. 使用の制限・取消

次の場合には使用許可を取消し、または使用を中止することがあります。

- (1)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2)施設・設備等をき損又は滅失するおそれがあるとき。
- (3)偽りその他不正な行為により、使用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (5)災害その他事故により使用できなくなったとき。
- (6)その他条例・規則に違反する行為等があったとき。
- (7)その他管理上支障があると認められたとき。
- (8)上記の他、社会教育ホールを以下の目的で使用する場合
  - 営利を目的とするもの。
  - 特定の政党等の利害に関するもの。
  - 特定の宗教目的とするもの。

## 8. 特別設備等の設置

使用者は施設に特別の設備をし、施設の模様替えをし、又は備え付け以外の器具等を使用する場合は、事前に許可を受けて下さい。

## 9. 原状回復義務

使用終了後、又は使用停止・取消を受けたときは、ただちに設備、備品等を現状に戻し、使用連絡票を提出し、点検を受けて下さい。

## 10. 入館制限

次の場合には、入館を拒否または退館をお願いする場合があります。

- (1)泥酔状態、又は他人の迷惑となるおそれのあるとき。
- (2)危険な物品、又は動物の類を携行する者。（介助犬等は除く）
- (3)その他管理上支障があると認められるもの。

## 使用前の準備について

特に市民ホールの場合

○使用者は、使用許可を受けた場合、行事の内容により、下記関係機関へ届出の要否を確認の上、必要な届出をして下さい。

|      |                 |                    |
|------|-----------------|--------------------|
| 集会届  | 向日町警察署          | (075)921 - 0110(代) |
| 防火管理 | 乙訓消防組合 消防本部 予防課 | (075)953 - 6036    |
| 著作権  | 日本音楽著作権協会 京都支部  | (075)251 - 0134    |

○会場内外整理、警備、案内等は主催者側で行って下さい。

○入場者の定員は必ず守って下さい。

## 使用上の注意

○使用者は、次のことについて責任を持って守って下さい。

- (1) 許可なしに施設、設備等を使用しないで下さい。
- (2) 貸出備品を使用される場合は、事前に「備品借用申請書」(事務室にあります)を提出して下さい。
- (3) 各施設の収容人数を超えて入場させないで下さい。
- (4) 許可なしに施設内で、張り紙・釘打ち・物品の販売・寄付行為その他これに類することをしないで下さい。
- (5) 所定の場所以外での火気の使用、また飲食、喫煙をしないで下さい。
- (6) 3階市民ホール以外における飲酒は禁止です。
- (7) 危険物及び不潔物を持ち込まないで下さい。
- (8) 騒音、暴力等により他人に迷惑をかける行為をしないで下さい。
- (9) 各部屋にある机、イス等の備品は、使用后必ず元の位置に戻して下さい。  
(鍵のついたバインダーの裏面に配置図があります)
- (10) 湯茶は、湯沸室に備えてある湯飲茶碗、やかん等をご利用下さい。  
お茶の葉は、使用者の方でご用意下さい。  
終了後は、洗って元の場所に収納して下さい。
- (11) 料理室のスリッパやダンスシューズのままトイレへ行かないで下さい。
- (12) ゴミ減量化へのご協力をお願いします。ゴミは原則としてお持ち帰り下さい。  
大量で持ち帰れない場合は、事務室で黄色のゴミ袋を購入して、ゴミ置き場へ置いて下さい。  
少量の場合は、“燃えるごみ”“燃えないゴミ”“紙類(再生可能)”と分けて、できるだけ小さくして各階指定のゴミ箱へ捨てて下さい。
- (13) その他職員の指示に従って下さい。

○使用当日は1階事務室で鍵を受け取り、終了後は、使用連絡票により点検事項を確認し、開場時刻、終了時刻及び使用者人数を記入して鍵をお返し下さい。

## 非常の場合

非常時に備えて、あらかじめ非常口、消火設備等を確認しておいて下さい。

なお、非常の場合は、あわてないで係員の指示に従って行動し、避難誘導に協力して下さい。

## 社会教育ホール使用料

### 使用料

| 室名 |           | 使用時間                | 午前               | 午後               | 夜間 | 収容人員 |
|----|-----------|---------------------|------------------|------------------|----|------|
|    |           | 9 : 00<br>} 12 : 00 | 13:00<br>} 17:00 | 17:30<br>} 21:30 |    |      |
| 一階 | レクリエーション室 | 円                   | 円                | 円                | 人  |      |
|    | 料理室       | 1,980               | 2,640            | 3,190            | 40 |      |
|    | 実習室       | 1,870               | 2,420            | 2,860            | 36 |      |
|    | 実習室       | 880                 | 1,100            | 1,320            | 28 |      |
| 二階 | 講座室       | 1,540               | 1,980            | 2,420            | 70 |      |
|    | 学習室 (1)   | 770                 | 990              | 1,210            | 24 |      |
|    | 学習室 (2)   | 1,100               | 1,430            | 1,650            | 36 |      |
|    | 和室        | 1,100               | 1,430            | 1,650            | 30 |      |
|    | 視聴覚室      | 1,650               | 2,200            | 2,640            | 30 |      |

### 特別使用料

- 1 使用者が、市外居住者である場合は、基本使用料に 5 割を加算する。
- 2 陶芸用焼成炉を使用する場合は、使用 1 時間ごとに 490 円とする。

# 市民ホール使用料

## 使用料

| 室名     |       | 使用時間 | 午前                 | 午後                  | 夜間                  | 収容<br>人員 |
|--------|-------|------|--------------------|---------------------|---------------------|----------|
|        |       |      | 9:00<br>～<br>12:00 | 13:00<br>～<br>17:00 | 17:30<br>～<br>21:30 |          |
| 三<br>階 | ホール   |      | 円<br>9,020         | 円<br>11,880         | 円<br>14,300         | 人<br>400 |
|        | 会議室   |      | 770                | 990                 | 1,210               | 10       |
|        | 控室(1) |      | 220                | 330                 | 440                 | 8        |
|        | 控室(2) |      | 220                | 330                 | 440                 | 8        |

(注) 会議室、控室については、ホールを使用する場合に限り、使用することができる。  
また、下記特別使用料(5を除く)は適用されない。

### 特別使用料

- ホールにおいて入場料その他これに類する料金(入場料その他これに類する料金の額に段階があるときは、最高の額を入場料その他これに類する料金の額とする。以下同じ。)を徴収する場合は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を基本使用料に加算する。
  - 入場料その他これに類する料金の額が 501 円以上 1000 円以下の場合 3 割
  - 入場料その他これに類する料金の額が 1001 円以上 3000 円以下の場合 5 割
  - 入場料その他これに類する料金の額が 3001 円以上の場合 10 割
- ホールを使用する催物等の準備、リハーサルのためにホールを使用する場合は、基本使用料の 3 割とする。
- 使用者が営業及び宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、基本使用料に 10 割を加算する。
- 使用者が市外居住者である場合は、基本使用料、第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により算出した額に 5 割を加算する。
- 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に 3 割を加算する。ただし、ホールにおいて入場料その他これに類する料金を徴収する催物等のために使用する場合並びに営業及び宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合及び市外居住者が使用する場合は、基本使用料に 5 割を加算する。

## 市民ホール設備使用料

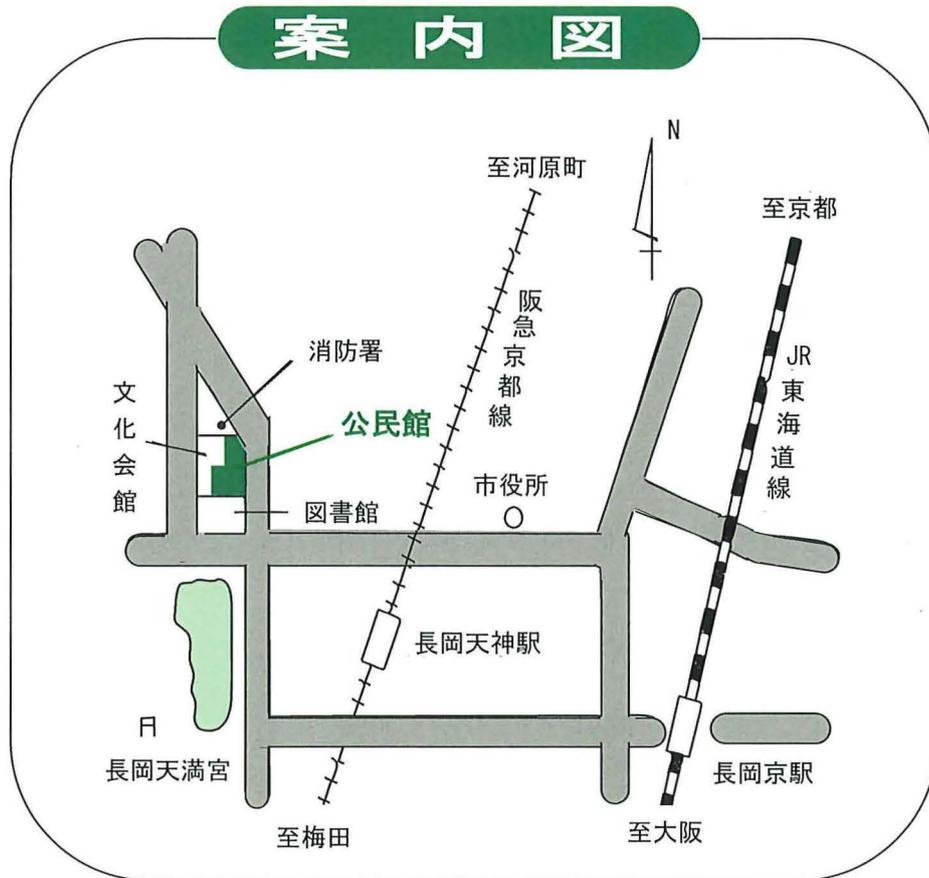
| 区分               | 設備の名称          | 単位    | 使用料(1回) | 備考     |
|------------------|----------------|-------|---------|--------|
| 舞<br>台<br>設<br>備 | 所作台            | 1式    | 2,200円  |        |
|                  | 所作台            | 1枚    | 330     |        |
|                  | 平台             | 1枚    | 220     | 箱馬等含む  |
|                  | 金屏風            | 1双    | 2,200   |        |
|                  | 緋毛せん           | 1枚    | 110     |        |
|                  | 地がすり           | 1枚    | 440     |        |
|                  | 長座布団           | 1枚    | 110     |        |
|                  | 高座座布団          | 1枚    | 110     |        |
|                  | 上敷(長)          | 1枚    | 330     | ※      |
|                  | 〃(短)           | 1枚    | 110     | ※      |
|                  | めくり台           | 1個    | 50      | ※      |
|                  | 指揮者台           | 1台    | 330     | ※譜面台付き |
|                  | 譜面台            | 1個    | 50      | ※      |
|                  | 演台             | 1台    | 550     | ※      |
|                  | 司会者台           | 1台    | 110     | ※      |
|                  | 花台             | 1台    | 110     | ※      |
| 照<br>明<br>設<br>備 | ボーダーライト        | 1列    | 550     |        |
|                  | サスペンションライト     | 1列    | 660     |        |
|                  | サイドスポットライト     | 1式    | 330     |        |
|                  | アッパーホリゾンライト    | 1式    | 550     |        |
|                  | ライト用フライダクト     | 1式    | 660     |        |
|                  | ローホリゾンライト      | 1式    | 550     |        |
|                  | フォローピンスポットライト  | 1台    | 550     | ハロゲン   |
|                  | ミラーボール         | 1台    | 550     |        |
|                  | ステージスポットライト    | 1組    | 160     |        |
|                  | セットA(講演会・式典等)  | 1式    | 2,200   |        |
|                  | セットB(音楽会・古典芸能) | 1式    | 3,300   |        |
| セットC(演劇・歌謡ショー等)  | 1式             | 5,500 |         |        |
| セットD(標準装置)       | 1式             | 1,100 | ※       |        |
| 音<br>響<br>設<br>備 | 音声拡声装置         | 1式    | 2,200   |        |
|                  | カセットテープデッキ     | 1台    | 550     |        |
|                  | オープンリールデッキ     | 1台    | 880     |        |
|                  | CDプレーヤー        | 1台    | 550     |        |

| 区分               | 設備の名称          | 単位    | 使用料(1回)  | 備考        |
|------------------|----------------|-------|----------|-----------|
| 音<br>響<br>設<br>備 | レコードプレーヤー      | 1台    | 880円     |           |
|                  | ダイレクトボックス      | 1台    | 550      |           |
|                  | 移動用ミキサー        | 1台    | 1,650    |           |
|                  | ワイヤレスマイク       | 1CH   | 1,650    | 電池込み      |
|                  | ダイナミックマイク      | 1本    | 550      |           |
|                  | コンデンサマイク       | 1本    | 550      |           |
|                  | 吊りマイク装置        | 1式    | 550      | マイク別      |
|                  | はね返りスピーカー      | 1式    | 550      |           |
|                  | ステージスピーカー      | 1式    | 1,100    |           |
|                  | マイクスタンド(床用)    | 1本    | 110      |           |
|                  | マイクスタンド(卓上)    | 1本    | 70       |           |
|                  | マイクスタンド(ブーム)   | 1本    | 220      |           |
|                  | 簡易音響装置セット      | 1式    | 2,200    | ※         |
| 映<br>写<br>設<br>備 | 16ミリ映写機        | 1時間以内 | 1式 1,650 | スクリーン付き   |
|                  |                | 1時間以上 | 1式 3,300 | スクリーン付き   |
|                  | スライドプロジェクター    | 1式    | 550      | スクリーン付き   |
|                  | オーバーヘッドプロジェクター | 1台    | 110      | ※         |
|                  | スクリーン(電動)      | 1張    | 330      |           |
| スクリーン(簡易)        | 1張             | 110   | ※        |           |
| そ<br>の<br>他      | ピアノ            | 1台    | 7,700    | ※調律料別     |
|                  | 電源使用料          | 1KW   | 110      | ※         |
|                  | 白布             | 1枚    | 50       | ※         |
|                  | 消耗品            |       | 実費       | カラーフィルター等 |

(備考)

- この使用料は、午前(9:00~12:00)午後(13:00~17:00)、夜間(17:30~21:30)の使用区分をもってそれぞれ1回として計算する。
- ホールを使用する催物等の準備、リハーサルのために市民ホール設備を使用する場合の使用料は3割とする。
- この表の使用料には、ピアノの調律料金並びに舞台・音響・照明設備等使用に対する技術料は含まない。  
(ただし、※印の設備は技術料不要で使用できる。)
- 付属設備の使用料は、明細書により清算する。

## 案内図



阪急京都線 阪急長岡天神西口下車、西へ徒歩 6 分  
JR 東海道線 長岡京駅西口下車、バス 6 分  
(阪急バス、長岡京西口停留所より開田停留所下車)

※ご来館の際は、電車・バスなどの公共交通機関でお越し下さい。

令和6年(ワ)第 号 損害賠償請求事件  
原告 松竹伸幸  
被告 市田忠義

報告書

2024年9月22日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦



別紙1は、日本共産党の京都府委員会という組織が開設しているウェブサイトの中の、2023（令和5）年2月19日の演説会の報告をしているページ（<https://www.jcp-kyoto.jp/schedule/schedule-8780/>）の画像を保存したものです。

この左下に赤い四角で囲んだところをクリックすると、この演説会の動画が再生され、別紙2のようにこの演説会の模様を見ることができます。こうして58分00秒の本件発言も流され続けています。

この演説会の動画（即ち本件発言）が現在もなお公表され続けている事実を立証致します。

以上

The screenshot shows the website for the Japanese Communist Party, Kyoto Prefecture Committee (JCP Kyoto). The page is titled "スケジュール" (Schedule). The main content area features a section for a meeting on February 19th (Sunday) at 14:00, held at the Nagaokashiwa City Central Public Hall. The meeting is titled "日本共産党・乙訓演説会@長岡京市中央公民館" (JCP Kyoto - Etsunomiya Speech Meeting @ Nagaokashiwa City Central Public Hall). The speaker is identified as 市田忠義 (Miyata Tadayoshi), a member of the Kyoto Prefecture Committee. A QR code and a small video thumbnail are provided for the event. Below this, there is a larger promotional image for a meeting on February 23rd (Monday) at 2:00 PM, also at the Nagaokashiwa City Central Public Hall. This meeting is titled "日本共産党演説会 in 乙訓 2023.2.23(月)午後2時～ 長岡京市中央公民館 3階市長ホール" (JCP Kyoto Speech Meeting in Etsunomiya 2023.2.23 (Mon) 2:00 PM ~ Nagaokashiwa City Central Public Hall 3rd Floor Mayor's Hall). The speaker is 市田忠義 (Miyata Tadayoshi), and the candidate is 長岡京・大山西 (Nagaokashiwa-Oyamashi). The image includes a QR code and the slogan "米乙ね" (Yonemitsu). To the right of the main content, there is a section for "JCP京都チャンネル" (JCP Kyoto Channel) featuring a poster for a "祝団弾薬庫" (Celebration Ammunition Warehouse) event on September 27th at 19:00. Below this is a social media post from the account @jcpkyoto, which is a repost of a post from the account 京都の共産党 (Kyoto JCP). The reposted post is titled "京都の共産党 (公式) さんがリポスト" (Kyoto JCP (Official) reposted) and contains information about a meeting on February 10th at 19:00 at the Kyoto Prefecture Committee office. The post includes hashtags such as #井原博之と #ボス菊 (Hiroyuki Hirahara and Boss Kiku), #日本共産党 (JCP Japan), #変えるポスター (Change the poster), and #共産進め (Advance Communism).

日本共産党演説会 in 乙訓 2023.2.19

日本共産党長岡京市会議員団  
チャンネル登録者数 197人

673 回視聴 2023/02/19 にライブ配信  
京都市長岡京市での演説会です。市田忠義党副委員長・たけやまさくに党代会予定候補が訴えます。

57-35 ですね日本記者クラブがその場を提供するなんてことは誰もやれる場所じゃない

57-42 ですねそういうところを提供したというのは共産党パッシングをズバリにやれともう平気

57-50 の圧政をかけたら返るとそういう勢力と相対してるとですねで知事さんが出され

57-56 日本はどこから出てくるか文部春秋なんですねその文部と相対して

58-03 党内選をするためには使役を多くしましょう記者会見で公然と語ってまで東京の1000円にしたのは

58-11 東京町は貧乏人が多いとそういう人に買ってもらうためには印刷少なくても1000円にしよう

58-17 こういうことで相対しましたでインクビューをやっで好き勝手にや

58-24 まくって日本共産党を攻撃強力で攻撃というところよと強い言葉じゃないか

58-30 と言われるかもしれませんが文字通りと攻撃したので攻撃強に基づいて

58-37 見分されましたそれだけじゃありません日本共産党の今の指導者は個人独裁体制

58-44 など罵詈雑言を聞き流された本を出した鈴木元と相対して同じ時期に出した方が

日本語 (自動生成)

上位のチャットのリプライ